

開東社会保険ニュース

No.112

住宅ローン控除と医療費控除

平成 19 年 11 月

年末調整の時期が近づいてきました。平成 19 年より所得税の地方への税源移譲により、住宅ローン控除の方法が一部変更となりました。今回はこの住宅ローン控除の変更と併せて、来年確定申告で行なう医療費控除についてご説明します。



1) 住宅ローン控除

住宅ローン控除は、住宅を取得した翌年以降、一定の期間、年末調整においてその 1 年間に納めた所得税の合計から、各年分の住宅ローン控除額が差し引かれ税金が還付される制度です。

しかし、平成 19 年より、地方への税源移譲により所得税が減額となり、地方税（住民税）が増額になったため、19 年以降の年末調整では、住宅ローン控除額全額を所得税から控除できない場合があります。

この調整として、所得税の住宅ローン控除を受けている方（平成 11 年から平成 18 年までの間に入居した方に限る）は、所得税から控除しきれないその年分の住宅ローン控除額が残った場合、翌年度の住民税（所得割）からも控除できる措置が設けられました。

ただし、この調整は年末調整では行なわれません。希望する方は、翌年 3 月 15 日（平成 20 年は 3 月 17 日）までにご自身で申告する必要があります。

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額が残った方は、源泉徴収票に「住宅借入金等特別控除可能額」として全額が記載されますので、申告の際に添付してください。

住民税の住宅ローン控除は平成 20 年度分から平成 28 年度分の住民税（平成 19 年分から平成 27 年分の所得）に適用される調整措置です。

平成 19 年以降に入居した人は、この住民税の調整措置は受けられませんが、特例措置として、住宅ローンの控除期間を 10 年から 15 年へ長くすることも選択できるようになりました。



2) 医療費控除

自分自身や家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額について医療費控除を受けることができます。対象となる医療費は、自分自身だけでなく自分自身と生計を一にする配偶者や家族が支払った医療費も含まれます。この生計を一にするというのは、税法や健康保険法の扶養親族となっているということではなく、また、同居・別居も問いません。

医療費控除の金額の計算方法（200 万円が上限）

支払った医療費 - 保険金等での補填金額 - (合計所得金額 × 5% 又は 10 万円のいずれか低い額) = 医療費控除額
健康保険の高額療養費、生命保険の入院給付金は支払った医療費から差し引かれます

医療費控除の対象となる費用とは

医療費控除の対象となる範囲には、通院のための交通費、入院の部屋代、薬局で購入した風邪薬も入ります。また、介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額も対象となります。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX 03-3369-2711